

所得税の確定申告・町県民税の申告が始まります

税務課 内線 266・267

◆確定申告書は早めに提出を

所得税及び復興特別所得税は、自らの所得の状況を最もよく知っている納税者自身が、所得と税額を計算して申告し、納税するという「申告納税制度」とっています。

確定申告期間は大変混雑が予想されますので、申告書は「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をよく読んで作成し、e-Tax又は郵送等により提出していただきますようご理解とご協力をお願いします。

◆自宅のパソコンで確定申告書が作成できます

- インターネットからの申告（e-Tax（国税電子申告・納税システム））
 - e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp> からご利用いただけます。
 - インターネットを利用して所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の確定申告ができます。
 - ダイレクト納付やインターネットバンキング等を利用して納税ができます。
 - 各種申請・届出等ができます。
 - 利用に際しては、電子証明書の取得とICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。
- 書面での提出
 - 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> の「確定申告書等作成コーナー」からご利用いただけます。
 - 必要事項を入力してプリンタで印刷した申告書と添付書類を貼った添付書類台紙を提出してください。
 - 提出方法は、小牧税務署へ郵送、または小牧申告会場（小牧市公民館）へ左表の受付の日程及び時間内に提出してください。小牧税務署（〒485-8651 小牧市中央1丁目424番地）

◆振替納税制度のご利用を

所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の納税は、指定された金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされる振替納税が安心で便利です。

振替納税の申し込みは、国税の納期限までに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項をご記入の上、税務署又は金融機関に提出してください。

◆復興特別所得税の記入漏れにご注意ください

平成25年分から復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納税することとされています。

確定申告書を作成するに当たっては「復興特別所得税額」欄の記入漏れのないようご注意ください。

◆ふるさと納税に係る寄附金控除の申告漏れにご注意ください

ふるさと納税をされた方のうち、ワンストップ特例の適用を申請している場合で、確定申告をする方や、ふるさと納税先が6団体以上ある方は、ワンストップ特例の申請の有無にかかわらず、全てのふるさと納税に係る寄附金を含めて確定申告をする必要があります。

◆申告書にはマイナンバーの記載が必要です

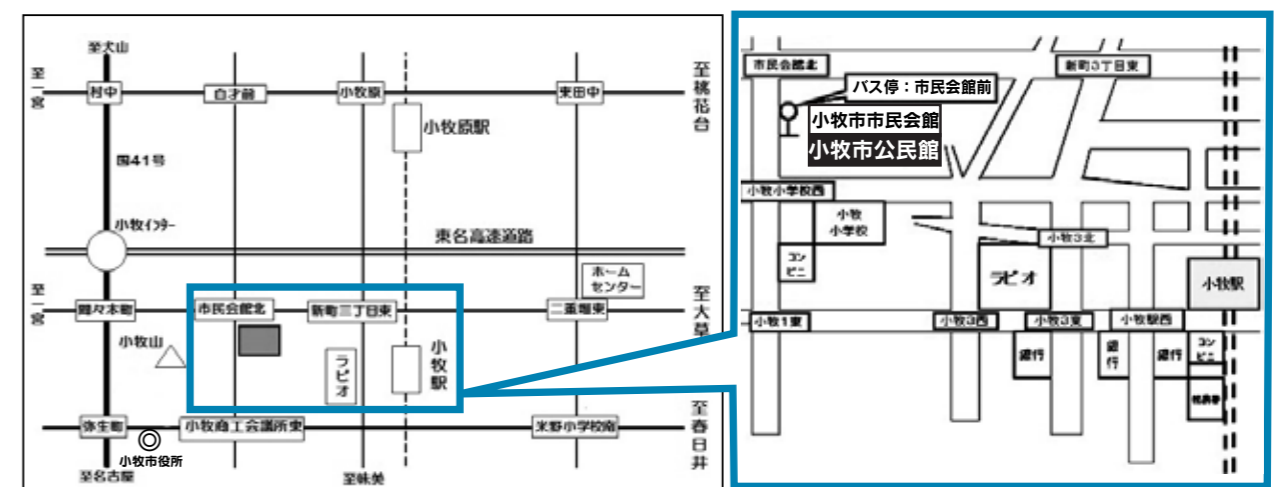
確定申告書、町県民税申告書の提出については、マイナンバー（個人番号）の記載が必要であるとともに、本人確認（番号及び身元確認）書類の提示又は写しの添付が必要です。

≪本人確認を行うときに使用する書類の例≫

例1 マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認及び身元確認書類】

例2 通知カード【番号確認書類】＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

小牧申告会場（小牧市公民館）案内図



▼問い合わせ ○確定申告……小牧税務署 ☎0568(72)2111（音声案内に従い該当する番号を選択）
○町県民税申告…役場税務課 ☎(93)1111（内線266・267）

申告内容	所得税及び復興特別所得税の確定申告 (土地建物・株式の譲渡・贈与以外) 町県民税の申告	町県民税の申告	申告全般
会場	扶桑町中央公民館 2階 講堂	扶桑町役場 2階 第2会議室	小牧市公民館
日程	2月16日(金)～2月28日(水) (土・日を除く)	3月1日(木)～3月15日(木) (土・日を除く) 左記の期間・会場でも町県民税 の申告ができます。	2月16日(金)～3月15日(木) (土・日を除く) なお、2月18日(日)・2月25日(日) は開設します。
開設時間	午前の部 午前9時～正午 (税理士コーナー 午前9時30分～正午) 午後の部 午後1時～4時 (税理士コーナー 午後1時～3時30分) 混雑の状況により、案内を早めに終了する 場合があります。	午前の部 午前9時～正午 午後の部 午後1時～4時	午前9時～午後5時 (受付終了時間：午後4時) 会場の混雑状況により、受付を早めに終了 する場合があります。
対象	<p>◆事業・不動産・配当所得等があった方 事業・不動産所得の場合は、平成28年分の所得金額（専従者控除前または青色特別控除前）が300万円以下の方（消費税課税事業者である場合には、平成27年分の課税売上高が3,000万円以下の方）</p> <p>◆給与所得があった方で、以下に該当する方</p> <p>①年間給与収入額が2,000万円を超える方 ②1か所から給与の支払を受けていて、給与所得、退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方 ③2か所以上から給与の支払を受けていて、年末調整をされていない給与の収入金額と、給与所得、退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方 ④医療費控除、住宅借入金等特別控除の適用を受けられる方 ⑤年の途中で退職され、年末調整をしていない方</p> <p>◆年金収入のみの方 年金所得者の申告手続の簡素化について、小牧市公民館会場の対象の欄の※をご覧ください。</p>	<p>確定申告の必要のない方で、平成30年1月1日現在、扶桑町に住居があり、平成29年中に所得があった次に該当する方は、町県民税の申告をしてください。</p> <p>①給与所得者で、勤務先から扶桑町役場に給与支払報告書が提出されていない方 ②給与所得と退職所得以外の所得の合計が20万円以下の方 ③国民健康保険に加入している方（所得の有無にかかわらず、町県民税の申告が必要になります。所得の無い方や遺族年金・障害年金など非課税所得のみの方も申告が必要です。申告が無いと、実際の所得に見合った国民健康保険税の軽減や医療費給付が受けられない場合があります。）</p> <p>所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出された方は、町県民税の申告の必要はありません。</p>	<p>◆扶桑町中央公民館会場の対象の欄に該当する方 ※公的年金等を受給されている方で、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下、かつ当該年金以外の所得金額が20万円以下の方は所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要です。 平成27年分から外国において支払われる年金など、源泉徴収の対象にならない公的年金等の支給を受けている方は申告不要制度の適用はできません。 (注1)この場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。 (注2)公的年金等以外の所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても町県民税の申告が必要です。</p> <p>◆土地・建物・株式の譲渡のあった方 上記の所得税及び復興特別所得税以外に次の申告も受け付けています。</p> <p>◆贈与税 ◆個人事業者の消費税及び地方消費税</p>
申告期限(納期限)	所得税及び復興特別所得税及び贈与税の申告期限は、3月15日(木)です。 個人事業者の消費税及び地方消費税の申告期限は、4月2日(月)です。		
持ち物等	<p>◆マイナンバーカード又はマイナンバーを確認できる書類（通知カード、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載のあるもの）のいずれか1つ）及び身元確認書類</p> <p>◆印鑑 ◆給与所得や年金所得がある場合は、源泉徴収票の原本（コピー不可）</p> <p>◆事業所得・不動産所得がある場合は、青色申告決算書又は収支内訳書</p> <p>◆医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書（注）医療費の領収書は税務署から求められたときは提示又は提出しなければならないため、自宅で5年間保存する必要があります。</p> <p>◆生命保険料・地震保険料の控除を受ける場合は、保険料控除証明書</p> <p>◆社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、国保・介護・後期高齢の保険料納付の証明書</p> <p>◆障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定書等</p> <p>◆配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の源泉徴収票など所得のわかるもの</p> <p>◆住宅借入金等特別控除を受ける場合は、借入金の年末残高等証明書、登記事項証明書、売買契約書又は請負契約書の写し ※住宅とともに取得した敷地の借入金も控除する場合、中古住宅を取得した場合、増改築の場合又は認定長期優良住宅や低炭素建築物の場合はこれらの他に必要な書類があります。(注)平成28年分の申告から、原則として住民票の写しの添付を要しないこととなりました。</p> <p>◆寄附金控除を受けられる場合は、領収書又は証明書</p> <p>◆還付申告の場合は、振込先の銀行名・口座番号等（申告者本人名義のもの）のわかるもの</p> <p>◆利用者識別番号及びパスワードがわかるもの ※過去に中央公民館または小牧会場で申告された方で番号をお持ちの方。</p> <p>◆前年の確定申告書の控え等の参考資料をご持参ください。</p>		
お願い	所得税及び復興特別所得税の確定申告に関する相談は、 <u>期間中税務課窓口では行いません</u> ので、扶桑町中央公民館申告会場もしくは小牧市公民館の申告会場をお願いします。 <u>譲渡所得(土地・建物、株式等の分離課税)・贈与税の申告は、扶桑町の会場ではできません。小牧市公民館でお願いします。</u>		